

■信託と成年後見制度の比較表

飯島興産有限公司

	信託受託者	成年後見制度	
		任意後見人	法定後見人
①概要	家族を「受託者」として、財産の管理・運用・処分を託す。	判断能力が低下した時に備え「任意後見人」と契約を結び、財産管理や、身の回りの手続きなど、身上管理を代行してもらう。	判断能力が低下した人を守るために「法定後見人」に財産管理や、身上管理してもらう。
②存続期間	始期も終期も自由に設定可（無期限に存続させることも可能、信託契約により）	後見開始の審判～本人の死亡まで	監督人選任の審判～本人又は任意後見人の死亡まで
③権限	自由に権限付与できるが、信託財産の包括的な管理・処分が一般的（受託者には「身上監護」の権限はないが、実質的に家族の立場で対応可能）	(a) 財産管理 (b) 法律行為の代理（契約で定めた行為に限定） ※同意権・取消権無 (c) 身上監護	(a) 財産管理 (b) 法律行為の代理（同意・取消） (c) 身上監護（身上保護）
④財産の積極的運用・処分の可否	受託者の権限内であれば、その責任と判断において、信託目的に沿った自由な運用・処分が可能。	財産を維持しながら本人のためにのみ支出することが求められる（扶養義務に基づく親族への支出は可）。積極的な投資・運用や合理的理由のない換価処分、本人財産の減少となる行為（生前贈与）等は不可	任意後見人に同じ
⑤不動産の処分（賃貸、売却、建替え等）の可否	受託者の権限内であれば、その責任と判断において処分可能（受託者は、登記簿に形式的な所有者として記載され 売買や賃貸借の契約当事者になる）。	任意後見契約において代理権が付与されているため、家庭裁判所も任意後見監督人の同意も不要。但し、上記③の運用・処分の考え方は 適用されるので、合理的理由のない処分行為は、事後的（後見報告の際）に問題になり得る。	居住用財産（自宅）は、家庭裁判所の 許可が必要なので、「入院・入所費用 の捻出のため」などの合理的理由が必要となる。

	信託受託者	成年後見制度	
		任意後見人	法定後見人
⑥訪問販売・テレビ通販等、判断能力低下に伴う不要な買い物への対応	受託者に「取消権」はないが、信託財産は、委託者本人の財産とは分離され 受託者の手元で管理するので、被害を 最小限に防ぐことは可能。	任意後見人に「取消権」はないので、契約を取り消せない。	被後見人本人が交わした契約は法定後見人が取り消すことが可能なため（取消権の行使）、買い物を無かったことできる。
⑦本人死亡後遺産相続手続き	預貯金口座の凍結を回避でき、委託者 本人が死亡しても信託が終了しない設計にすれば、名義変更等の遺産相続手続きの手間が省け、引き続き受託者の管理下でスムーズな資産承継が可能。	被後見人本人の死亡により後見業務が終了するので、相続人又は受遺者に相続財産を引き継ぐのみで、死後事務や遺言執行・遺産整理は後見人の業務権限の範囲外となる。	任意後見人に同じ
⑧監督機関	必須の監督機関はないが、信託監督人等の監督機関を任意に設定可能。	必ず就任する任意後見監督人により監督を受ける（報告義務あり）。	家庭裁判所又は後見監督人による監督を受ける（報告義務あり）。
⑨財産管理者への報酬	受託者への報酬は、信託行為の中で自由に設定できるが、報酬条項が無ければ無報酬となる。	任意後見人への報酬は、任意後見契約の中で自由に設定できるが、報酬条項が無ければ無報酬となる。	法定後見人への報酬は、家庭裁判所への申立てを経て「報酬付与審判」により金額が決定（自由に設定不可）。なお、親族後見人でも報酬は貰える。
⑩初期費用	専門家への相談料・公正証書作成費用・登録免許税等 約100万円前後	専門家への相談料・公正証書 約20万円前後	専門家への相談料・公正証書 約20万円前後
⑪存続期間中のランニングコスト	上記⑦⑧のとおり、信託行為に規定した報酬以外は特段発生しない。	上記⑧のと通りの契約書所定の任意後見人への報酬に加え、任意後見監督人報酬が月額1～3万円程度発生。	職業後見人の場合、本人の保有資産や 業務内容等に応じて、家裁の審判により月額2～6万円程度の報酬が発生。 親族後見人に後見監督人が就く場合、月額1～3万円程度の報酬が発生。

■任意後見制度は、取消権がありません

1. 法定後見制度について

成年後見人は“日用品の購入その他日常生活に関する行為”に当てはまらなければ、成年後見人が本人の法律行為を取り消すことができます。

※後見類型が保佐・補助であれば、同意権の範囲内で本人の法律行為を取り消すことができます。ただし、任意後見人にはこの取消権がありません。

■理由：任意後見制度は本人の意思で、将来のために後見人予定者を選んでおく制度ですので、「本人の意思決定」をととても尊重する制度ためであり、本人の行為を取り消すことが出来ないのは、本人の自由意志を重視した結果です。

■任意後見人の対応方法

本人が不利益な契約を結んでしまう場合、不必要な高額商品を購入してしまう場合は任意後見人の立場から取消権という権限で対応することができません。よって、本人が行った契約を解除させたい場合、任意後見制度を利用するなかで、本人の契約を取り消したい場合、後見制度における「取消権」によって無効取消は主張できません。

任意後見契約書に「紛争処理についての代理権」が与えられている場合、任意後見人でも本人の代理人として業者と交渉を行い、あるいは訴訟で解決を図ること可能です。

■具体的には、以下のような制度を利用して契約の取消・無効を主張します。

・クーリング・オフ制度

訪問販売などで商品やサービスの契約をしても、その契約を無条件で解除できる制度です。

・詐欺や脅迫で契約したと主張

本人が契約相手に騙されたり、脅迫されたりして、自らの意思によらずに契約をしてしまった場合には、契約の取消や無効を主張できます。

・消費者契約法違反を主張

消費者契約法は、以下のような場合に、契約を取り消すことができると定めています。

不実の告知

商品やサービスの内容・質・効果・用途・価格など、契約の重要事項について、嘘の説明をして消費者に誤認させたとき。

断定的判断の提供

絶対もうかるなど将来の不確実なことを、断定的に示し、消費者に誤認させたとき。

不利益事実の不告知

契約の重要事項について、消費者に不利益な点を告げなかったとき。

不退去

不退去業者が消費者の自宅や職場に居座り、帰ってくれなかったとき。

退去妨害（監禁）

店舗・事務所・喫茶店で消費者の帰りたいとの意思表示を無視したとき。

なお消費者契約法による取り消しは、以下の期間まで、行使が可能です。

「追認をすることができる時」から6ヶ月間

当該消費者契約締結の時から5年を経過するまで

※ 本人が不利益な契約を締結することを止めず、本人の生活を著しく損ねるような環境にある場合には、法定後見制度に切り換えることも可能です。この場合は、改めて法定後見の開始申し立てをすることになり、家庭裁判所に選任された後見人がその後の法律行為の取り消しを行っていきます。

※ 任意後見制度は本人が選択した制度です。この場合でも本人意思の尊重のために、法定後見制度の切り替えは、慎重に実施してください。